

許可番号 00851030670

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 群馬県邑楽郡板倉町大字岩田2259番地4
氏名 株式会社 セオス
代表取締役 遠藤 恭三
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条の4第1項~~ 第14条の5第1項 の許可を受けた者であることを証する。

茨城県知事 大井川 和彦



許可の年月日 令和6年8月19日
許可の有効年月日 令和13年2月4日

1. 事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）

積替え保管を除く：廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類、又は別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、廃酸（pH2.0以下のもの、又は別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、廃アルカリ（pH12.5以上のもの、又は別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、廃水銀等、銻さい（別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、廃石綿等、ばいじん（別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、燃え殻（別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、汚泥（別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。） 以上9種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし。

3. 許可の条件
特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変更内容	許可（届出）年月日	変更内容
平成19年2月5日	新規許可	平成30年4月13日	変更届（代表者の変更）
平成19年7月12日	変更届（名称の変更）	令和2年6月1日	変更届（住所の変更）
平成24年2月7日	更新許可	令和6年4月8日	更新許可（優良認定）
平成24年7月18日	変更届（住所の変更）	令和6年8月19日	変更許可（品目の追加等）
平成29年3月13日	更新許可（優良認定）		以下余白

5. 積替え許可の有無 ~~有~~・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名 許可番号

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

別記 1

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

廃棄物名 有害物質	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	○	○			○	○	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○		○	○	○
鉛又はその化合物	○	○	○		○	○	○
有機燐化合物					○	—	—
六価クロム化合物	○	○	○		○	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○		○	○	○
シアン化合物					○	○	○
トリクロロエチレン				○	○	—	—
テトラクロロエチレン				○	○	—	—
ジクロロメタン				○	○	—	—
四塩化炭素				○	○	—	—
1, 2-ジクロロエタン				○	○	—	—
1, 1-ジクロロエチレン				○	○	—	—
シス-1, 2-ジクロロエチレン				○	○	—	—
1, 1, 1-トリクロロエタン				○	○	—	—
1, 1, 2-トリクロロエタン				○	○	—	—
1, 3-ジクロロプロパン				○	○	—	—
チウラム					○	—	—
シマジン					○	—	—
チオベンカルブ					○	—	—
ベンゼン				○	○	—	—
セレン又はその化合物	—	—	○		○	—	—
ダイキシン類		○	○		—	—	—
1, 4-ジメチル		—		—	○	○	—